

# 守谷市国民保護計画

---

令和3年10月

## 守谷市国民保護計画改訂（改定・修正）履歴

### 守谷市国民保護計画

番号	改定・修正区分	改定・修正完了年月日	改定・修正概要
1	策定	平成 19 年 10 月	制定
2	全面改定	令和 3 年 1 0 月 5 日	全面改定
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			

## 目 次

## 第1編 総則

## 第1章 計画の基本

第1節 目的	1-1
第2節 計画の位置付け	1-1
第3節 計画に定める事項	1-1
第4節 市地域防災計画等との関係	1-1
第5節 計画の見直し・変更手続き	1-1
第6節 用語の定義	1-2

## 第2章 基本方針

第1節 基本的人権の尊重	1-3
第2節 市民の権利利益の迅速な救済	1-3
第3節 市民に対する情報提供	1-3
第4節 関係機関相互の連携協力の確保	1-3
第5節 市民の協力	1-3
第6節 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮	1-3
第7節 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法的确な実施	1-4
第8節 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	1-4
第9節 外国人への国民保護措置の適用	1-4

## 第3章 市の地理的、社会的特徴

第1節 地理的特徴	1-4
第2節 社会的特徴	1-4
第3節 人口動態	1-5

## 第4章 市国民保護計画が対象とする事態

第1節 武力攻撃事態	1-5
第2節 緊急処理事態	1-6

## 第5章 関係機関の処理する事務又は業務の大綱

第1節 市が処理する事務、業務	1-8
第2節 常総地方広域市町村圏事務組合が処理する事務、業務	1-9
第3節 常総衛生組合が処理する事務、業務	1-9
第4節 茨城県が処理する事務、業務	1-9
第5節 指定地方行政機関が処理する事務、業務	1-10
第6節 自衛隊が処理する事務、業務	1-12
第7節 指定公共機関が処理する事務、業務	1-12
第8節 指定地方公共機関が処理する事務、業務	1-13
第9節 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務、業務	1-14

## 第2編 平素からの備えや予防

## 第1章 組織・体制の整備等

第1節 市における組織・体制の整備	2-1
第2節 関係機関との連携体制	2-5
第3節 通信の確保	2-6
第4節 情報の収集・提供等の体制の整備	2-7
第5節 研修及び訓練	2-10

## 目次

第2章 避難・救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	
第1節 避難に関する基本的事項	2-11
第2節 避難実施要領のパターンの作成	2-12
第3節 救援に関する基本的事項	2-12
第4節 医療関係団体等との調整	2-12
第5節 電気通信事業者との調整	2-12
第6節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	2-13
第7節 避難施設の指定への協力	2-13
第3章 生活関連等施設の把握等	
第1節 生活関連等施設の把握等	2-13
第2節 市が管理する公共施設等における警戒	2-14
第4章 物資及び資材の備蓄、整備	
第1節 市における備蓄	2-14
第2節 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	2-14
第5章 国民保護に関する啓発	
第1節 国民保護措置に関する啓発	2-15
第2節 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	2-15
第3編 武力攻撃事態等への対処	
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	
第1節 初動体制の整備及び初動措置	3-1
第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	3-3
第3節 市対策本部への移行へ要する調整	3-3
第2章 市対策本部の設置等	
第1節 市対策本部の設置	3-3
第2節 通信の確保	3-10
第3章 関係機関相互の連携	
第1節 国・県の対策本部との連携	3-11
第2節 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	3-11
第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請等	3-12
第4節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	3-12
第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	3-12
第6節 市の行う応援等	3-13
第7節 ボランティア団体等に対する支援等	3-13
第8節 市民への協力要請	3-13
第4章 警報及び避難の指示等	
第1節 警報の伝達等	3-14
第2節 避難者の誘導等	3-15
第5章 救援	
第1節 救援の実施	3-22
第2節 関係機関との連携	3-22
第3節 救援の内容	3-23
第4節 救援の際の諸要請等	3-25
第6章 安否情報の収集及び提供	
第1節 安否情報の収集	3-26
第2節 県に対する報告	3-26
第3節 安否情報の照会に対する回答	3-27

## 目次

第4節 日本赤十字社に対する協力	3-27
第7章 武力攻撃災害への対処	
第1節 武力攻撃災害への対処	3-28
第2節 応急措置等	3-28
第3節 生活関連等施設における災害への対処等	3-32
第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	3-33
第8章 被災情報の収集及び報告	
第1節 被災情報の収集	3-36
第2節 被災情報の報告	3-36
第9章 保健衛生の確保その他の措置	
第1節 保健衛生の確保	3-37
第2節 廃棄物の処理	3-37
第10章 国民生活の安定に関する措置	
第1節 生活関連物資等の価格安定	3-38
第2節 避難者等の生活安定等	3-38
第3節 生活基盤等の確保	3-38
第11章 特殊標章等の交付及び管理	
第1節 特殊標章等	3-39
第2節 特殊標章等の交付及び管理	3-39
第3節 特殊標章等に係る普及啓発	3-39
第4編 復旧等	
第1章 応急の復旧	
第1節 基本的考え方	4-1
第2節 公共的施設の応急の復旧	4-1
第2章 武力攻撃災害の復旧	
第1節 国における所要の法制の整備等	4-1
第2節 市が管理する施設及び設備の復旧	4-2
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
第1節 国民保護措置に要した費用の支弁, 国への負担金の請求	4-2
第2節 損失補償及び損害補償	4-2
第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん	4-2
第5編 緊急対処事態への対処	
第1章 緊急対処事態	5-1
第2章 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	5-1
○様式集	
・様式-1「安否情報報告書」	様-1
・様式-2「被災情報の報告様式」	様-2
・様式-3「安否情報照会書」	様-3
・様式-4「安否情報回答書」	様-4
○資料集	
・資料-1「特殊標章及び意義」	資-1
・資料-2「身分証明書(国民保護措置に係る職務等を行う者用)」	資-2